

「厚生労働省ネットワークシステム更改の契約変更」についての
官民競争入札等監理委員会見解（案）

平成 25 年 3 月 28 日
官民競争入札等監理委員会

「厚生労働省ネットワークシステム更改の契約変更（案）」について官民競争入札等監理委員会において審議したところ、以下のとおりの見解となった。
以後、事業実施にあたっては、留意されたい。

1. 契約額の大きな変更を伴う契約変更は入札の公正性を失わせるおそれがあり、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の適用を受ける事業においては、事業の予見性のある事業計画をもって、契約変更の無いように努めるべきである。
2. 入札前から契約変更が予定される場合、入札監理小委員会における実施要項（案）の審議の際に、契約変更についても審議の対象とされるべきである。以後、入札前から契約変更が予定される場合は、実施要項（案）審議の際にその旨申し出られたい。
3. 契約変更に伴う契約額の交渉に備えるため、今後、入札を実施する際は、入札額の見積書も応札者から提出を求めるようにされたい。